

第 1 1 9 号 平成 2 6 年 4 月 発行

— 目 次 —

〈特集〉

- ・ 建設法務セミナー(会社法改正)の開催概要 1
- ・ 「会社法改正」に関するアンケート(平成 26 年 1 月調査)調査結果報告 3 8

〈主催講習会の開催状況〉 4 6

〈建設業の裁判事例紹介〉

- ・ No31 塔屋上煙突からの転落死事件に係る損害賠償等請求事件 4 8
- ・ No32 市議会議員の 2 親等以内の親族が経営する企業は、市が発注する工事の契約を
辞退しなければならない等を定めた市条例の規定が、無効であるとされた事例 5 6

〈独占禁止法関係〉

- ・ 関西電力株式会社が発注する架空送電工事の工事業者及び地中送電工事の工事業者
に対する排除措置命令, 課徴金納付命令等について 6 3
- ・ 千葉県が発注する土木一式工事及び舗装工事の入札参加業者に対する排除措置命令
及び課徴金納付命令について 7 2
- ・ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する改善措置要求等について 7 9

〈建設業行政等〉

- ・ 親会社及びその連結子会社間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の
直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正) 8 3
- ・ 消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について(重点要請) 8 8
- ・ 建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(改正) 9 5
- ・ 建設業法等の一部を改正する法律案について 1 0 4
- ・ 平成 2 6 年度国土交通省所管事業の執行に関する通達について 1 0 6

〈事務局情報〉

- ・ 事務所移転のご案内 1 1 5
- ・ 「賛助会員」を「会員」に名称変更 1 1 6
- ・ 消費税率改正に伴う書籍及び講習会の料金について 1 1 7
- ・ 講習会のご案内 1 1 8
- ・ 販売図書のご案内 1 2 0

特 集

建設法務セミナー（会社法改正）の開催概要

当機構では、「建設法務セミナー」を東京（3月6日・浜離宮建設プラザ10階大会議室）、大阪（3月13日・建設交流館8階グリーンホール）で開催いたしました。



3月6日 東京会場

今回は「会社法改正」をテーマに取り上げました。この法案は、5月の連休明けの成立が見込まれ、コーポレート・ガバナンスの強化、社外取締役・監査役等の資格要件の厳格化、親子会社に関する規律等の新設・明確化がなされるなど企業経営にも大きな影響を及ぼすと考えられます。

講演は「改正会社法への実務対応」を中村・角田・松本法律事務所の弁護士 仁科秀隆氏が、「建設企業のコーポレート・ガバナンスの現状と展望」を公益財団法人建設業適正取引推進機構の近江典男主任研究員が講師を務め、2会場で約300名の参加者が熱心に受講いたしました。

以下は、弁護士 仁科秀隆氏が東京会場で講演した「改正会社法への実務対応」について、講話内容、使用資料（27～37 ページ参照）を取り纏めたものです。

ご紹介いただきました弁護士の仁科でございます。本日は「改正会社法への実務対応」ということでお話をさせていただきます。本日はこのレジュメに沿ってお話をさせていただきます。

先ほど理事長からもお話がございましたように改正会社法の法案が現在国会に提出されている状況でございます。通常の流れ通り、政局に非常に大きなインパクトのあるような出来事がないことを前提と致しますと、3 月までは通常は予算の審議で手いっぱいでございます。予算と関係ない法案の審議というのは 4 月以降に始まるのが通例でございます。今回の会社法の改正法案も、おそらく連休明け頃には成立するのではないかと考えております。

成立すると、その後 1 年半以内に施行するということになっておりますが、施行までの間に法律本体だけではなくて法務省令という法務省のつくる省令、つまり法律に付属する規則の交付といった作業が必要です。そのため、改正法の施行は、恐らく今年中にとすることはなくて来年、平成 27 年の春以降になるのではないかと考えております。

とはいえ、では来年になってから改正法に対応する準備をすればいいかといいますと、早めにやっておいた方がいいこともたくさんある法案ですので、施行してから考えましょうということと、できれば今すぐ検討を始めましょうということに分かれるかと思っております。今日は、そのうち後者のできるだけ早くご準備をいただいた方がよろしいものを中心にご説明をしたいと思っております。

目次をご覧くださいまして、今日の主なお話についてです。先ほど理事長からご指摘いただきましたように、今回の会社法の改正案の柱は 2 つございます。第 1 部はガバナンス関係ということで、これは皆さん報道でもよくご存知のことと思いますが、日本企業のコーポレート・ガバナンスが諸外国、特に先進諸外国に比べて劣っているのではないかと、本当にそう証明されているわけではないのですけれども、そういう意見がございます。それに応えた形で、主に社外役員に対する改正が行われようとしているというのが 1 つの大きな柱でございます。

それから第 2 部でご紹介するのは親子会社の関係の規律でございます。

この親子会社の関係の規律というのは、誤解されがちなのですが、親会社の人たちがもっと子会社の面倒をよく見ろという話が一方でありまして、他方で、子会社の少数株主、例えば完全子会社であれば親会社が 100% 株式を持っていますけれども、親会社が 70% とか 80% しか株式を持ってないという子会社ですと、残り 20～30% の株主というのがいらっしゃるわけです。これを法律的には少数株主と言うのですけれども、こういう少数株主を保護しなければいけないという議論も同時にされております。

従って、親子会社関係の論点では、親会社の株主が親会社の役員に対してもっと子会社をよく監督しろという親会社の株主を守ろうという話と、親会社が子会

社から不当に搾取をするなという子会社の少数株主を守ろうという話の2つの話がございます。よく混同されるのですが、誰を守ろうとする規律なので2つに分かれます。その辺りもなるべく区別をしながらご説明するようにしたいと思っております。

それから最後に時間があれば、その他の改正でどういうものがあるかということもご説明ができればと思っております。



「改正会社法への実務対応」

中村・角田・松本法律事務所

弁護士 仁科秀隆氏

では、改正の背景からご説明をしたいと思っております(資料 No.③:以下同様)。

今回の改正の背景ですけれども、まず1番目のガバナンスの関係ですが、日本企業のガバナンス、特に上場企業のコーポレート・ガバナンスのレベルが欧米諸国に比べると劣っているのではないかという指摘があります。本当に劣っているかは必ずしも数学的に証明できるものではありませんが、少なくとも外国人投資家からは、日本企業の調子がここ20年ほどあまり良くないことの理由の1つにはガバナンスの問題があるのではないかとされています。そのため、外国人投資家を中心に、日本の上場会社に社外取締役の選任を義務付けるべきではないかという議論が、ここ5年ぐらい特に強くなってきております。

それから2番目に、外国人投資家以外にも、一部の識者、特に一部の研究者の方々の中に、やはり日本企業の業績が向上するにはコーポレート・ガバナンスの向上が欠かせないのだということをおっしゃる先生もいらっしゃいます。こういう議

論があって、ガバナンスの強化に関する会社法の改正が必要なのではないかと
言われております。

また、これはちょっと特殊事情なのですけれども、皆さまよく覚えてらっしゃ
ると思いますが、2年ほど前にある光学機械メーカーで非常に大きな金額の不祥
事が明らかになって、ちょうどその時に法制審議会が開かれていたものですから、
こういう一部の識者の方からは、「ガバナンスがしっかりしてないからこういう大
規模な不祥事が起こるのだ」というようなことも言われたというタイミングの問
題もありまして、ガバナンスの強化を図る規律を入れるべしという機運が高まっ
たということも指摘できるかと思えます。

それから親子会社の方は、どうして今回こういう改正が叫ばれるに至ったか
ということなのですが、1つ言えるのは平成9年の独禁法改正により、戦後ずっと
禁止されてきた持株会社が解禁され、持株会社（「何々ホールディングス」とい
う商号の会社）が増えてきているという事情が挙げられます。というのも、持株
会社が上場していると、その上場会社の株主さんはホールディングスの株式しか持
っていませんので、実際に事業をやる会社については直接株式を持っておらず、
事業をやる会社をきちんと監視ができないのではないかと、という指摘が増えて
きており、これが改正の議論につながっているということが言えると思えます。

もう1つは、親子会社における株主権の在り方についての学会の議論で、先ほ
ど申し上げたように、子会社の少数株主をないがしろにして親会社が自分の利益
を不当に吸い上げているのではないかと議論がございまして。これも特に実証
されたわけではないのですけれども、やはりもっと子会社の少数株主というのを
守る規律をつくるべきだというような指摘がされたわけがございまして。

こういう指摘をする方の中でも極端な方の中には、親子上場自体を制限すべき
という方もいらっしゃいます。親子上場というのは、親会社も上場しているが、
子会社も親会社が例えば55%とか60%とかを持っているがその子会社自身も上
場しているという制度のことですが、一部の識者からは、そういう親子上場の制
度自体が子会社の少数株主をないがしろにする基盤になっているという指摘もあ
ったのですが、これはそこまではいえないでしょうということで、今回の改正法
では親子上場自体を制限するような規律というのは設けられておりません。

したがって、上場すること自体がうんぬんということではないものの、子会社
の少数株主を守るために、例えば親子間の取引ですとか、親子間の情報の収集の
在り方とか、そういうものについてもう少し規律を作っていこうということが叫
ばれている訳がございまして。

ちょっと脇道に逸れますが、上場会社に適用される法律で会社法のほかにもう
1つの大きな法律として、金融商品取引法（金商法）という法律がございまして。
この法律は、例えばインサイダー取引などについて規制を設けているのですけれ
ども、こちらには連結の規制がたくさん設けられてございまして。それに対して
会社法というのは、従来ほとんど単体のことしか規律してなかったのです。例
えば連結計算書類についての条文も会社法にはあるにはあるのですけれども、
会社法が全部で980条ぐらいあるうちの1条か2条ぐらいにしか書かれておりませ
ん。こ

ういう事情もありまして、親子会社、連結経営を前提にした規定をもう少し会社法にも取り入れないといけないのではないかという、これはもうずっと前から言われていることなのですけれども、そういう指摘もあって、今回、親子会社についての規律が相当程度設けられるに至ったということでございます。

それからもう 1 つ、ある上場企業における不祥事と書いてありますが、これも皆さまよく覚えておいでだと思いますが、2 年ほど前にある製紙業の会社で、代表取締役の方が子会社を使って非常に多くの借入れを個人的にしていたという事件がありました。こういったことが法制審議会で法案の内容が議論されていた当時に起きてしまい、子会社というのは何か不祥事の隠れみものになっているのではないかというようなイメージを持たれた結果、親子会社に関する規制を設けるべしという意見にますます勢いが付いたという言い方もできるかと思っております。



このような改正の背景で議論が進みまして、改正法が国会に提出されるに至ったわけです（④）。今通常国会に上程されておまして、今年の 5 月ごろには政局に大変動が起きない限りは成立するのではないかと思っております。

法律の成立後に法務省令が交付されるのが通例でございますが、法律は、国民を代表している国会議員の先生方が最終的に決定されるものですので、改めて国民にその内容を問うということは当然必要ないですが、法務省令は、言葉は悪いですがある意味法務省が勝手につくるものでございますので、事前にパブリックコメントとって、国民の意見を問う手続きを取らなければならないということになっております。そのため、改正法の成立後に法務省令が交付されるのですけれども、その前に必ずパブリックコメントということで案の段階で国民に公表されます。1 カ月ほど、場合によっては 2 カ月ほどかもしれませんが、パブリックコメントを経た上で最終的に交付がされるということです。従って、早くても秋以降にパブリックコメントの手続が開始されるのではないかと思っております。そういった手続きを経た上でようやく法律の施行ということになりますから、施行は平成 27 年の 4 月以降ということになろうかと思えます。したがって、多くの会社は 3 月が事業年度末だと思えますので、来年の総会が開催される 6 月ころには改正会社法が施行されている可能性が高いと思っております。

では、改正法が施行されるまでに何かしなければいけないのかという点ですが、まず経過措置というところをご覧下さい。基本的に改正法の施行前にした行為、例えば今日、明日する行為というのは施行後も有効ですので、施行前にした行為を、会社法が施行されたからといってやり直しをしなければいけないということは基本的にはございません。その代わりに、改正法が施行されると、改正された規定は施行前の行為にも原則として適用されますので、今のうちから施行を見据えていろいろなことをしておきましょうということです。一旦改正法が施行されると今日や明日やっていることも改正法のもとでどうかという目で見られることに

なりますので、今できる準備は今のうちから始めておきましょうということでございます。

それでは続いて法案の中身の話を始めたいと思います(⑤)。ガバナンス関係の社外役員に関する改正のところ、内容①というところ。最初に、これが今回の改正法の関係で一番大きく報道されている点だと思いますけれども、上場会社に社外取締役を選任するように誘導すると、これは義務付けではないのですけれども誘導する規制が設けられております。

どういう規制かと言いますと、一定の公開会社、平たく言えば上場会社とほぼ同義とさせていただいて結構ですが、こういった会社について、社外取締役を置けとまでは書いていないのですけれども、置かない場合には株主総会で社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなさいという規定が設けられます。

また、株主総会の担当の方はよくご存知だと思いますが、株主総会では去年1年の事業年度で何がありました、どういうことが起きました、ということを経営報告という形で株主にお示ししなければいけないのですが、その事業報告にも、この社外取締役を置くことが相当でない理由というのを記載しなければいけない、ということが義務付けられる予定でございます。

事業報告の方だけ「予定」と書いてあるのは、事業報告の記載事項というのは、法律ではなくて法務省令に書くためです。まだ法務省令が公表されていないので予定と書かせていただいています。

さらに、法律には本則という中身を決めているものの他に、附則という、皆様の会社の定款にもあると思いますけれども、施行時期ですとか施行についての細かいルールを定める規定があるのですが、今回の会社法の改正案の附則の中に、法律ができた後2年後に改めて社外取締役を義務付けるかどうかということを経営報告として再検討しますという規定も盛り込まれております。

この3つからすると、上場会社は社外取締役を置くことが相当でない理由というのを、社外取締役を置かない限り説明しなければいけない。さらに2年経つともしかしたらやはり義務付けした方がいいねということになれば、義務付けまでされてしまうということです。

さらに、その下の参考というところで、これは会社法の話ではないのですけれども、東京証券取引所が法改正に先駆けて上場規則を改定しております。具体的には、上場会社は取締役である独立役員、この「取締役である独立役員」というのは、ちょっと違いますが大体社外取締役のことだと思っただけであればいいのですが、そういう独立した取締役を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならない、という規定が上場規則に盛り込まれていて、これは既に2月10日に施行されております。

次に、こういった内容を踏まえて、実務的にどういう対応が必要になるのだろうかということを書かせていただいております(⑥)。社会取締役の選任へのプレッシャーと書いてありますが、先ほど申し上げたように、今回の改正法は、社外取締役の選任をしないのであれば、選任することが相当でない理由を説明しなさい

いというふうに書いてありますが、なかなかこの相当でない理由というのは思い浮かばないのです。

数年前までは社外取締役を選任されている上場会社はどちらかというと少数派だったと思うのですが、ここ数年、例えばトヨタ自動車、それから報道によると今月下旬のようですがキヤノンの株主総会でも初めて社外取締役が選任される予定だということで、日本の代表的な企業でも社外取締役が選任されるようになっていきます。「そういう大企業はともかく、うちの会社は置かない方がいいのだ」という理由を社長が株主総会の場で株主さんに説明するというのは、なかなか説得的な理由を見つけるのが難しいです。

そう考えると、やはり改正法は社外取締役の選任に対して強いプレッシャーをかけていると思っております。では、来年改正法が施行されたら来年の総会で社外取締役を選ぼう、と思う方もいらっしゃるかと思うのですが、私は普段依頼者にアドバイスをさせていただくときは、出来れば今年のうちに選任してしまいたいと申し上げるようにしています。

というのも、改正法の施行直前或いは施行直後の株主総会になると、社外取締役の候補者を見つけようと思っても見つからない可能性が高いと思うのです。今日お越しの中で特に役員の方は考えていただければと思うのですが、取締役会で毎月毎月顔を合わせて一緒に業務執行の決定をして、例えば人事ですとか、場合によってはいろいろな不祥事ですとか、こういった議題も全部包み隠さず議論できると思える方というのは、なかなか考えつかないのではないのでしょうか。パッと思い浮かぶ適任者がいても、もう他の会社の役員を2~3社兼任しているというのはよくあるパターンでして、もう3社ぐらいやっちゃっているから無理だと言われて、はて困ったという会社をよく目にします。

社外取締役だけではないですが、人気がある人は誰からも人気があるというのが世の常であり、ぎりぎりになって泥縄で一生懸命探すというよりは、1年前倒しで今年のうちからお願いしてしまうというのが来年バタバタしなくていいのかなと思っております。

とはいうものの、いや社外取締役は選任しない方がいいのだと割り切ることも、先ほど申し上げたように法律的に禁じられているわけではないですから、選任しないということであれば、それはそれでけっこうです。ただ、その場合には、会社法の施行時期にもよりますが、来年、遅くとも再来年の株主総会では、社外取締役がいることは相当でないのだということを議長に説明していただかないといけません。

では、相当でない理由というのは何があるのでしょうか。先ほど申し上げたようになかなか簡単ではないのですが、パッと思い付くのが、「待てよ、うちの会社は社外監査役が2人いるではないか」ということです。監査役会を設置している会社であれば社外監査役は少なくとも2人いるはずですので、「社外監査役が2人いるのだからもう社外取締役まではいらぬのだ」という理由でどうかということをおお体みんな考えつきそうな気がするのです。ところが、これは法律には書いてないのですが、法案が国会に提出される前の自民党の法務部会の審査の段階で、

この「社外監査役が2名存在するから」というのは、社外取締役を置くことが相当でない理由の理由にならないという議論がされたようで、その議論を踏まえた規定が法務省令に盛り込まれる予定だと伺っております。

したがって、「社外監査役が2人いるからうちは社外取締役はいらないのだ」という説明だと、改正会社法は乗り切れないと思っていただけてけっこうです。

実を言うと、この先ほどご覧いただいた株主総会で社外取締役を置くことが相当でない理由を説明せよという条文は、法案を提出する前の法制審議会の答申の段階では無かったのです。自民党の与党審査の段階で、「いや、そういう説明義務の条文があるだろう」ということで、国会提出直前に付け加えられたという経緯がございまして、与党の先生方の中に非常に社外取締役の選任については積極的な先生がいらっしゃるといことだろうと受け止めております。これから先2年後の再検討に当たっても、そういう先生方は、やはりさらに一歩進んで社外取締役の義務化が必要なのではないか、というご意見をおっしゃる可能性もありますので、そういうもろもろのことを鑑みても、なかなか社外取締役を置くとかえって良くないのだとは言にくい会社が多いのではないかなと思っておりまして、結局、これは事実上義務化に等しいというように受け止めても構わないのではないかと考えております。

俗に社外取締役の義務化、義務化と言いますがけれども、今申し上げたように、法律ではっきり社外取締役を置けとは書いてないのですけれども、中身を読んだり、周辺の情報をいろいろ聞いたりしてみると、どうやらこれは事実上は選ばざるを得ないかなというのが改正会社法の中身であると要約できると考えております。

次に、社外役員についてはもう1つ改正がされる予定でございます(⑦)。これは何かというと、社外要件の厳格化をしたり緩和をしたりする改正です。今日これまで私がさんざん社外取締役はこうですよ、或いは社外監査役が2人いらっしゃいますね、と話してきましたが、その「社外」とはなんぞやという定義は、会社法に規定されているのですけれども、その「社外」、どういう人であれば「社外」と認められるかという定義規定を変えようというのが大きな2つ目の柱の改正でございます。

具体的には、下記の者は社外性なしと書いてあります。まず親会社の関係者。次に兄弟会社の業務執行者、つまり兄弟会社で働いている取締役や従業員。それから、支配人その他の重要な使用人や、その会社の株式を過半数以上持っているような支配株主の2親等内の親族。典型的には社長の奥さんですね。こういう人は社外性がないというように改正されるということでございます。



大盛況の東京会場①

例えば、今皆さんの会社でもあるかもしれませんが、子会社の監査役に親会社の経理部長とか財務部長が就任するというのが非常に多いのです。これが親会社の役職員は社外性がないよという改正がされると、引き続き親会社の財務部長とか経理部長を子会社に派遣して監査役にすると、その人は社内監査役になる、つまり親会社から来た人なので社外監査役にはなれないということになります。兄弟会社から来るというのも同様です。

それから社長の奥さんを監査役にしているとか、あるいは社長の兄弟を監査役にしているとかいう例もあると思うのですが、それも社外性はないということで、監査役にすること自体は禁止されていないのですが、社内監査役になるということでございます。

一方で規律を厳しくするだけなのかというと、社外要件についてはもう1個緩和についての改正もされる予定です。社外要件の緩和というところで、現行法はどうなっているかということ、会社に1回でも勤めたことがある人、或いは子会社に1回でも勤めたことがある人は、未来永劫社外役員になれませんという規定になっていまして、これが経済界からの評判が非常に悪いのです。大学のころバイトしてただけで駄目かという議論がありまして、そのぐらいいいではないかというのがあって、確かにずいぶん昔の話であればもういいですよ、ということになりまして、会社や子会社の関係者であった者であっても10年が経過すれば社外性が復活することになりました。例えば15年前にちょっと働いていたことがありますとか、若かいころ働いていましたという人であっても社外取締役、社外監査役として認めて良いという規律が変わる予定です。これは候補者が増えますので、会社にとっては規制の緩和に当たるかなと思っております。

それから、今社外役員の方というのは、お招きするに当たっては、多くの場合、

責任制限の契約というのを締結していただいていると思うのです。どういう契約かという、何か不手際、不祥事みたいなことが起こったときに、会社や株主から損害賠償を請求されたとしても報酬の2年分を上限として損害賠償すればいい、それ以上については損害賠償しなくていいという契約です。現行法では社外役員との間でこういう契約を締結することができる旨を定款に定めることができるという条文がございまして、これを締結しないと今誰も社外役員に怖くてなってくれないのが実情です。

ここ最近、役員が訴えられている事例が頻発しておりまして、社外役員になっていただく方からすると、1カ月に1回取締役会に行くだけでは会社の全容はなかなか分からないのに、ある日突然訴えられて責任を負わされるのでは、怖くてやられてられないよというところなんです。そこで、会社側からは、責任制限の契約というのを締結しますから、万が一ご迷惑をお掛けすることがあったとしても報酬の2年分でございます、ということで社外役員をやっていただいているのが普通かと思います。

ところが、先ほど申し上げたように、社外要件を厳格化してしまうと、今まで責任制限の契約を締結できていたはずの社外役員が、改正法施行後は責任制限なしになってしまうという問題があります。これは役員のみならず手がなくなってしまう危険があるわけです。

例えばですが、皆さんが会社の人事に携わっておられるとします。今度子会社の監査役ポストの任期が空くので、ちょうどうちの会社の財務部の副部長に行ってもらいましょうということで行ってもらおうとしたら、「どうも会社法が変わって社外要件というのが厳格化されて、私の子会社に行っても社外監査役になれないそうですね。そうすると巨額の損害賠償を負わされるのでは嫌です、本体の副部長でいさせて欲しい、子会社なんか行きたくない。」と言われてしまうわけです。

そうなる親会社の人事の人が困ってしまう訳でして、そういうことがないように、改正法では、社外役員でなくても、「非業務執行取締役」、要するに実際の業務を執行する訳ではない人—監査役が典型ですけれども—であれば、社外であろうと社内であろうと責任制限の契約というのをできるようにしようということにしております。社外要件を厳格化することによって責任制限ができなくなってしまう人が出ないようにしよう、という激変緩和措置のような規定だと思っていただければけっこうです。

こういう社外役員の定義に関する改正はいつから適用されるのかと言いますと、法律用語が固くて申し訳ないのですが、「改正法施行日の属する事業年度に係る総会の終結時まで」と書いてあります。つまり、平成27年に会社法が施行されたとしたら平成28年6月の総会までは現行法の規定が適用されます。逆に言うと、平成28年6月の総会の時点では新しい改正会社法のもとで社外取締役、社外監査役と認められる人を選ばないといけないということです。

以上が改正の内容でして、次に、ではこういった改正法の規定にどういうふうに対応しましょうかというのを書かせていただいております(⑧)。

線を引いてあるところ、今日一番申し上げたかったことなのですが、社外取締役の義務化の話は上場会社だけですが、今申し上げた社外役員の要件の厳格化や緩和というのは、どのような会社にも適用がありますので、適用対象は上場会社に限りません。したがって、全株式会社に適用があります。ここを特にご注意くださいと思います。

報道では一緒くたにして議論されていますので、「ガバナンス」というと、非上場会社の方は「上場会社さんはいろいろ大変だな」とお思いになるかもしれませんが、社外要件の厳格化のところは上場会社に限らず適用されますので、ここはぜひご注意ください。

ではわが社にも適用があるという前提でどういうことをするかということになるのですが、先ほども申し上げたように、改正法が施行されると社外役員になれる人が減る可能性があるため、今特に監査役会を設置しておられる会社は、必ず社外監査役が2人以上おられるはずで、その方が改正法施行後も社外監査役でいられるのかどうかを必ずチェックして下さい。その上で、「この人は改正法が施行されてしまったらもう社外ではないね（社内監査役だね）」という場合には、早めに別の社外役員候補を探しておいて下さい。

取締役の任期は、たいていの場合2年、会社によっては1年です。改正法が施行された後でバタバタ、社外取締役はなり手が少ないのでご注意と先ほど申し上げましたが、まあまあなんとか必死でかき集めてこられるかもしれません。

ところが、社外監査役の場合はご存知の通り任期が4年ですので、例えば今年、平成26年6月の株主総会で監査役の任期が満了するので新しい監査役を選ぶと、その方の任期は平成30年の6月までですね。そうすると平成30年の6月までの任期中に改正会社法が施行されてしまいますので、今回せっかく社外監査役を選んだのに、下手をすると任期の途中で社外監査役をまた探し直しということになってしまいます。そうするとまた探さなければいけないし、一旦なっていただいた方に「社外監査役の要件を充たさなくなったから途中で辞めてください」というのも失礼な話ですから、それもできないということになりますので、特に監査役の改選期を今年や来年備えてらっしゃる会社は、改正法が施行されても社外監査役でいられる方を探して選任していただくということが必要と思っております。

それから3つ目に書いてあるのが、監査役会のある子会社を忘れないようにしてくださいということです。今日お越しになっている皆さまは改正会社法にご関心のある方々ばかりなので、お帰りになった後、わが社はどうだったかと思っていろいろチェックをされるでしょう。ですから皆さまがお勤めの会社については大丈夫だと思うのです。

ところが、先ほど申し上げましたようにこの改正の内容は上場会社・非上場会社に限らず全株式会社に適用されますので、例えば比較的大きな子会社で子会社に監査役会がある場合には、当然その子会社でも同じことをやらなければいけないのです。

そういう子会社をうっかり忘れていると、監査報告をつくる段階になって、「あれ、この人は社外監査役ではないけれど大丈夫か」ということになってバタバタ

する。監査報告は、例年 5 月にまとめていただいて株主総会に監査報告として出す訳ですが、その時に社外監査役が 2 人以上いないと、これは違法な監査報告ということになり、監査報告になりません。監査報告ができないと計算書類も固まらず、貸借対照表と損益計算書を定時総会で決議できないという悲惨なことになりかねません。そういうことにならないように、子会社で漏れているところはなかったか、ということをお必ずチェックしていただきたい。

それから「チェック、チェックと言うけれど、どうチェックすればいいのだ」と言われてしまいそうなので、その点についても触れておきます。特に改正法施行後は、社外役員の候補者に対して「あなたは社外役員の要件がありますか」と会社側が聞いても、よく分からないという回答が返ってくる。「会社法も変わったみたいだし、俺が社外役員になれるのかどうか、そんなの分からない」と言われてしまうことのほうが多いのではないかと思います。

ですから、きちんと会社側で、「こういう人は社外役員になれる、こういう人はなれない」というチェックリストを作ってください。皆さん保険に入るときに告知書というのを渡されて、「該当するものがあればチェックしてください」と言われると思いますが、そういった感じで、会社が作ったチェックリストを候補者に渡して、「どれか当てはまるものはないですか」ということで見ていただくことで、後になってうっかり、「そういえば昔どこどこに勤めたことがあったな」と役員に後になって言われてまごつくというのを防いでおくのが望ましいです。

候補者の履歴書だけ出してもらっても、履歴書に職歴が全部書かれているとは限りませんので、履歴書をさらっとチェックすれば安心とは言えません。会社の側でちゃんとチェックリストを作成して、「こういうところに当てはまるものはないですか」というものを確認していただくというのが間違いなくよろしいかなと思っております。

最後に、社外性が認められなくなる「重要な使用人」の問題があります。これは何かと言うと、改正法施行後は、役員ですとか重要な使用人の 2 親等内の親族というのは社外性が認められないことになるのですが、「重要な使用人」とは何ですかと言うと、会社法に定義がないのです。したがって、これは各社が適宜決めなさいというのが法律の建前であります。

ではどうすればということですが、恐らく今取締役会で一定以上の役職の方々の人事異動は取締役会決議事項になっているはずですが、多分部長以上が多いのではないかと思いますけれども、場合によっては本部長レベルというところもあるかもしれません。そういう「取締役会決議事項になっている人」以上が「重要な使用人」と会社で線を引くと、分かりやすくいいのかなと思っております。以上が実務的な対応の話でございます。

その続きで、社外要件の厳格化の一方で、先ほど申し上げましたように、過去要件、すなわち現行法の「1 回でも勤めたことがあったら駄目」という要件を、「過去 10 年間勤めたことがあったら駄目」というふうになる改正も行われます。こ

これは、候補者のすそ野が拡大するという意味ではプラスだろうと思っております
(⑨)。

こういう改正をご覧になると、「では社長を退任後しばらく監査役で寝かせておいて、10年経ったらもう10年経ちましたということで社外取締役になってもらおう」という方がいらっしゃるかもしれませんが。しかし、そういう横滑りは駄目という規定も同時に改正法には盛り込まれていますので、そういうことをなさないように注意いただきたいということです。

それから責任制限のところは、先ほど申し上げた通りなのですが、親会社からの派遣取締役とか、親会社からの派遣監査役、先ほど申し上げた例で言えば、親会社の財務の副部長とか経理の副部長に子会社に行ってくれ、子会社の監査役をやってくれと言ったときに、「私は社外役員ではなくなってしまうみたいなのですが、そんなのでは嫌だ、親会社にいた方がましだと、副部長の方がいい」と言われてしまわないように、社外役員ではなくなるけれども引き続き責任制限が可能になるということです。

ただ、これは定款の変更が必要ですので、定款の必要をお忘れなきようにしていただきたいと思います。

というのも、今定款で役員の実任制限というのを設けている会社の方がこの中にもいらっしゃると思うのですけれども、そこには何と書いてあるかということ、必ず「社外取締役と社外監査役については責任制限が可能」というように、現行の会社法を前提とした書きぶりになっているはずですが、これを改正法施行後は、社外ではなくても責任制限が可能だという書きぶりに変えていただかないといけません。ここは株主総会で定款変更を決議していただくということを忘れないようにしてください。

これをうっかり忘れてしまうと、責任制限の契約は、当然ですけれども無効です。定款で認められていないのに取締役会限りでそういう契約を締結しても、定款というのは会社の基本的なルールで定款の方が優先しますので、契約は無効になってしまいます。ですから、くれぐれも責任制限の契約を締結する前には、「うちの定款で大丈夫だよ」というのをチェックしていただくということが必要かと思っております。

以上が、社外役員に関する改正の重要なところで、後は補足的なことを書かせていただいております。

1つ目は補欠のことです(⑩)。補欠とはどういうことかといいますと、社外監査役が典型なのですけれども、今監査役会を置いている会社は、半数以上が社外監査役でなければいけないというルールが会社法にあります。従いまして、3人の監査役がいれば2人—半数以上なので監査役が4人でも2人ですが—というように、複数の社外監査役がおられる訳です。しかし、例えば体調不良ですとか、いろいろのつひきならない事情で任期途中で退任されるということはまあある訳ですね。

こういう任期途中の退任の結果、社外監査役が過半数を下回ってしまうと、監

査報告ができない。というのも、社外監査役が半数以上いないと、会社法上は適法な監査役会ではなくなってしまうので、監査報告ができない。しかしそれはまずい、株主総会で計算書類が決議できないぞということになります。

こういうときにどうするかというと、一応現行の会社法では、裁判所をお願いして、仮監査役と俗に言うのですけれども、仮の社外監査役を裁判所に選任してもらって当座を凌ぎましょうという制度があります。ただ、いちいち裁判所に行っていたら面倒で仕方がないので、現行会社法は、もう1つの方策として、補欠の監査役という者を株主総会で選んでおけば、もし仮に社外監査役の人数が足りなくなったとしても、その補欠の人にピンチヒッターでなってもらえるという制度も用意してございます。

この制度は既によく上場会社では使っているのですけれども、今後、改正法が施行されて社外性の要件が厳格化されますと、もちろん先ほど申し上げたようにチェックリストをつくるなどしてチェックはしていただくのですが、どうしてもチェック漏れが出てきます。

例えば、これは現行法でもあるのですが、「ああ、ごめん、忘れていたけど昔あそこで働いたことがあったなあ」と突然社外役員に選任後にいわれるというのが典型です。あるいは改正法による厳格化の影響としては、社外役員に選任されたときは大丈夫だったのだけれども、その後のM&Aによって親子会社になってしまいましたとか、兄弟会社になってしまいましたとか、そういう事例もあり得ます。

また、極端な例で言うと、例えば社外役員のお嬢さんが社長と結婚してしまいましたとか、そういうことになって突然親族関係になって社外性を充たさなくなる。こういう事例はもう防ぎようがないわけです。

選任したときはそんなことは全く一まあ付き合っていたなら言っておいてくれよと会社側は思うでしょうけれども一そういうことも無しに、選任された後になって仲良くなって結婚されましたということになると、それは結婚するなというわけにもいきません。

こういうように、改正法施行後は、選任された時点では社外役員に問題なくなれたのに、後になって社外役員の要件を充たさなくなることを防げないケースがどうしても増えると思うのです。従いまして、そういう場合はしょうがないなということで補欠を連れてくるしかない。これまで補欠は特にいないかなと思ってらっしゃる会社でも、補欠の役員、特に監査役については補欠制度の活用というのを検討していただくのも手かなと思っております。

補欠は、念のための保険のような制度ですので、実際の監査役を探すよりかはまだ候補者が見つけやすいです。実際の取締役、監査役ですとせいぜい3社ぐらいの兼務が限界ですけれども、補欠であればそれ以上の兼務が可能です。3社補欠をしていて全部補欠が本当の監査役になりましたという運のいい人はいません。いずれにせよ、社外性が後でなくなってしまうということが改正法施行後は増えてくると思いますから、補欠の制度を活用するということが1つの実務的な知恵としては考えられると思っております。

それから、上場会社については、今回の会社法の改正でも社外取締役の選任が事実上義務付けられるわけですが、2~3年後会社法がまた改正されて本当に義務付けられるかもしれません。そういった場合には、今「監査役が欠けてしまったら困りますよね」と申し上げてきたことと同じことが取締役にも起こります。社外取締役を1人選ばなければいけないという法律になったのに社外取締役がいないと、毎月の取締役会の決議が無効になってしまうという、社外監査役が欠けたとき以上に悲惨な結果になりますので、補欠の取締役というのを必ず選任しておくようになるかなと思っております。これは先の話ですけれどもそういうこともあり得るなということは視野に入れておいていただければと思っております。

なお、細かい話なのですけれども、上場会社さんの中には、今「うちの会社はこういう人を社外役員で招へいする」という基準を公表されている会社はいくつかあります。もしかしたら今日お越しの方の会社の中にもいらっしゃるかもしれませんが、そういう会社はその基準をそのままにしておくと、現行会社法に合わせて作ってある基準なので、改正会社法の中身と合わない可能性があります。そういうことのないように、社外性の基準を公表されている会社については、その見直しもご注意くださいということです。これは上場会社だけの話です。

これまで申し上げてきたことをここで簡単にまとめますと、社外役員関連の改正では、社外取締役の事実上の義務付けの話が大きな1つの話、これまで社外役員でいた人が社外役員になれなくなってしまうかもしれないのでそのための準備を忘れないようにしましょうというのが次の大きな話です。前者は上場会社だけですけれども、後者は全株式会社に関係ある話ということになります。



大盛況の東京会場②

もう1つガバナンス関係で、監査等委員会設置会社という規律を説明したいと思います(11)。これは全くの新制度ですので、皆さんが採用しない限りは関係がありませんから、そんなに多くの会社さんに影響がある話ではございません。したがって、「ああ、そういう制度ができるのか」くらいに聞いておいていただければ今日のところはよろしいかなと思います。

どういう制度かという点、法律的には若干不正確なのですけれども、大ざっぱに言うと、「今の監査役に取締役会における1票を持たせる」制度だと思っていただければ、大体合っています。監査役は、今監査報告をするという仕事と、毎月の取締役会に出て取締役が違法な行為をしてないかということをチェックする、という2つの仕事をされていて、取締役会には出席はしても決議には参加しない訳なのですが、この監査等委員会設置会社という制度は、監査役に、取締役会に出席するだけでなく、決議にも参加していただくと、つまり1票を持っていただくという制度だということです。

したがって、機関構成は、監査役会設置会社ですと取締役会と監査役会、あとは場合によって会計監査人ですけれども、それが監査等委員会設置会社だと取締役会と、監査役会ではなくて監査等委員会と会計監査人、その3つの機関構成になるということです。

監査等委員というのは、要するに取締役会における1票を持った監査役です。取締役会で1票を持つので、法律的には監査役ではなくて取締役と呼ぶのですが、監査取締役のようなイメージでいただければいいです。そういう監査等委員というのは、ほかの取締役と別に選任します。これは今の監査役と同じです。今は取締役と監査役は別に選任していると思いますが、改正会社法では監査等委員についても監査役に並べた規制が用意されています。

監査等委員の任期は2年で、ほかの取締役は1年、ここは今の監査役の4年と異なっています。それから監査等委員会というのは過半数が社外取締役で構成されるということで、今の監査役会で半数以上が社外監査役とされているのと大体同じです。1つだけ違うのは、監査役会は常勤の監査役を置かなければいけないのですが、監査等委員会というのは常勤まではいらないとされているところです。

「監査等委員会設置会社」の中身ですが、新しい制度ですから、採用を真剣に検討するようになってからご覧いただければいいと思うので、今はこういう制度ができるのだなというぐらいでお聞きいただければと思います(12)。まず監査等委員の職務は、取締役の職務の執行の監督と監査報告の作成ということで、今の監査役とほぼ同じです。ちょっと違うものとしては、株主総会で役員を選解任とか方針についての意見を述べるができるという権限があります。このように、今の監査役とまったく同じではないですが、メインの部分は同じと考えていただいて構いません。

監査等委員会設置会社について、改正会社法の関係条文はいっぱいあるので、だいたい監査役の条文と同じようなことが書いてあります。例えば子会社を調査できるよとか、何か違法な行為を見つけたら株主総会に報告しなければいけませんよとか、その辺りは今の監査役と同じようなことが書いてあります。

運営の手續も監査役会とだいたい一緒です。このように、監査等委員会設置会社というの、報道では新しい制度ができるというように大々的に取り上げられていると思いますが、そんなに臆して構えることはなく、要するに今の監査役会の発展系というように思っただけだと思います。

では、どうしてこういう制度をつくる必要があるのかということなのですが、これは単純に言うと海外との比較の問題で、海外で監査役という制度がないのです。正確に言うとドイツには似ているような似ていないような制度があるのですが、アメリカ、イギリスにはありません。そのため、日本の会社は外国人投資家から、「監査役って何？」と聞かれるわけです。例えばこんな仕事をするよと日本人が説明しても、似たような制度が自分の国にないので、「何だかよく分からない」と言われてしまうのです。それが、監査等委員会設置会社ですと、監査等委員は社外取締役が過半数を占めますから、違法行為の監督と取締役会での議決権行使が監査等委員の主な仕事だと説明できます。そうすると、それはアメリカ、イギリスにも社外取締役という制度はもちろんありますというか、正確に言うとアメリカ、イギリスは社外取締役の方が基本ですので、あなるほどと納得していただきやすい。こういうこともあって、外国人株主が多い上場会社などは、海外投資家への説明の関係からこういう制度が日本でもできないかと要望していて、今回会社法でも取り入れられたということでございます。

ただ、あまり監査役会と変わりませんよという誰も採用しないかもしれないので、一応制度的に多少のうま味も設けてありまして、取締役全体の過半数が社外取締役であったり、或いは特別な定款の定めがあったりすれば、取締役会決議事項の一部の決定を、今の会社法でいう委員会設置会社と同様に、各取締役に委任できることとしています。この委員会設置会社—東京電力さんとか、或いは今回メガバンクの1つもどうやらそうなるらしいですが—というのは、アメリカ、イギリス型の取締役会の仕組みでして、取締役会ではすごく大事なことは決めなくて、日々の業務執行は基本的には執行役という人たちがやるという制度です。こういう委員会設置会社という制度が現在の会社法にもありまして、改正後は指名委員会等設置会社という長い名前になります。それはともかく、改正会社法には、監査等委員会設置会社が、一定の場合、この委員会設置会社と同じ程度に、取締役に日々の業務執行というのを委任することができるという規定が設けられております。こうすると、監査等委員会設置会社の意思決定が迅速化するのではないか期待されております。

なぜこういう規定が盛り込まれたかという、この中にも総務担当の方がいらっしゃるようですからよくご存知と思うのですが、日本の取締役会というのは、とにかく決議事項が多いのです。毎月毎月7号議案とか8号議案までいっぱい決議しなければいけないので非常に面倒ですし、しかも上場会社の場合たいいてい1カ月に1回しか取締役会というのは開きませんので、意思決定がどうしても遅くなる。例えば今すぐこの案件を進めたいというときになかなかできない。もちろん臨時でやればいいのですが、取締役は忙しいので海外出張に行ったりしていると取締役会が開けないということがよくある。こういう弊害があって、も

と代表取締役社長ですとか、例えば営業であれば営業本部を管掌している専務取締役とか、そういう各取締役に意思決定を委任できるようにしたいという声が非常に強いのです。

ところが現在の会社法には、重要なことは全部取締役会で決めなさいという規定がありますので、なかなかそれを各取締役に委任するということができず、使い勝手が悪いと言われているのです。したがって、今回この監査等委員会設置会社というのを作るに当たっては、せっかく英米を意識してこういう制度をつくるということもあるので、英米並みに、実際に業務執行をしている人にどんどん日々の業務執行は任せていくことが認められるようになるということです。

その辺りが違いといえば違いなのですが、繰り返しですが、監査等委員と呼ばれるようになる人たちは今の監査役とはあまりやることは変わらなくて、取締役会で1票を持つところ、ほとんど唯一と言っていい違いです。

監査等委員会設置会社の解説というところに行きますが、移行の検討ということで、「うちは外国人株主も多いし移行を考えてみようかな」とか、或いは「同業他社の〇〇会社がどうも監査等委員会設置会社というのに移行したらしいけどそれは何なの」と会社で聞かれた時になって、改めてよく調べればいいので、基本的には多くの会社で様子見なのではないかなと思っております(13)。

というのも、先ほど申し上げた社外役員の要件の厳格化や、親子会社の関係などやらなければならないことはいっぱいありますので、そのタイミングで機関設計まで変えていられない、というのが普通の会社だと思います。

監査等委員会設置会社のメリット、デメリットですが、先ほどの意思決定が迅速化しますよということが1つ、それからこれはあまりメリットと言っていいのかよく分からないのですけれども、要件が厳格になった社外役員が2人で済む。これはどうかと申しますと、上場会社の話ですけれども、上場会社は今社外監査役を少なくとも2人選任しています。冒頭申し上げたように、社外取締役が事実上義務付けられるので、結局上場会社は、社外役員が少なくとも全部で3人は要りますねということになります。ところが、この監査等委員会設置会社に移るとどうなるかという、今いる社外監査役2人が監査等委員にスライドして、そのまま社外取締役という呼び名になる訳です。取締役会における議決権を1票持つので、その2人を社外取締役と呼べばいい。そのため、そういう会社は社外取締役の選任が事実上義務付けられても、新たに社外取締役を呼んでくる必要がない結果、社外役員が3人(2人の社外監査役+1人の社外取締役)ではなくて2人(2人の社外取締役(監査等委員))で済むことになります。メリットと言っていいか分かりませんが、一応社外役員の人数が2人で足りるところは指摘できると思います。

デメリットとしては、当然ですけれども会社のありとあらゆる書類一定款も社内規定を全部ですーを変えなければいけないので大変です。あとは何だかよく分からない新しい制度なので委員になってください、と言ってもなってくれる人がいるかどうか分からないという辺りがデメリットかなと思っております。

ガバナンス関係の最後ですが(14)、監査役の権限というところをご覧ください。監査役についても若干の改正がありまして、会計監査人の選任、解任というのは現行の会社法では取締役が決めています。しかし、これに対して「いやいや待てよと、会計監査人というのは決算書類をチェックする人だから取締役をチェックする人ではないか、そういう人を取締役が選ぶというのはおかしいのではないか」という議論がありました。こういう議論を受けて、改正会社法では、会計監査人はこれから監査役が選ぶようにしようということで、会計監査人の選解任の議案の決定権は監査役に付与するということになりました。

それが違いでして、そんなに会計監査人をコロコロ変えるということはありませんから実務上のインパクトはあまりないですけれども、間違えて取締役会で決議しないように気を付けてください。監査役会で決議するようにしましょうということです。これはあまり大きな問題ではありません。



弁護士 仁科秀隆氏

では後半の親子会社のところに行きます(15)。最初が特定責任追及の訴えです。これは法案になる前の法制審議会の段階では多重代表訴訟などと言われておりました。何が「多重」かということ、今の株主代表訴訟というのは、当然ですけれども、株主が、自分が株を持っている会社の役員を訴える制度です。これに対して、この多重代表訴訟は、親会社の株主が子会社の役員を訴えるという制度でして、それをもって「多重」と表現しています。

内容は、「最終完全親会社等」と書いてありますが、要するに企業グループのトップの会社です。この会社の株式 1%以上を持っているような株主であれば、子会社の役員を訴えることができるということです。注意していただきたいのは、これは上場会社であるか否かを問わず適用されることです。上場会社でなくても

親会社、グループのトップの会社の株主は、改正会社法施行後は、グループ内の子会社の役員を訴えることができることとなります。これも上場会社に限らないという点にご注意下さい。

では具体的にどういう制度なのかと申しますと、全部の子会社が対象になる訳ではありません。提訴対象になるのはその完全子会社のうち株式の簿価、要するに親会社の貸借対照表の資産の部に載っている子会社株式の簿価が、親会社の総資産の2割を超えるような会社ということで、非常に大きい子会社とさせていただいて結構です。したがって、子会社全部が提訴対象になる訳ではありません
(16)。

ただ、例えばトップの会社が持株会社の場合には、貸借対照表の左側がほとんど関係会社株式で占められています。そういう会社ですとけっこうこれに当たる子会社というのがあるかもしれません。事業を行っている会社がグループのトップである場合にはそうそうこの要件を充たす子会社はないと思いますが、ホールディングス、持株会社制を取られている会社ですと、当たる会社が出てくる。例えばメガバンクなどは全部ホールディングスですので、その子銀行がこの制度の適用を受けることとなります。法制審議会でもこの制度はメガバンクなどを念頭に置かれて議論がされていたところです。

それから提訴対象となる責任原因事実、要するに何をやったら訴えられるのかということですが、これは改正法施行後の事実のみということになっておりますので、今日や明日やることを原因に、将来訴えられるということはない訳です。ただ、では改正法が施行されたら気を付ければいいやというのでは危険なので、改正法施行前から、こういう新しい制度ができるのだなということには留意させていただいて、「このようなことをやって株主に訴えられないかな」という発想を早めに持つことをお勧めしたいと思っております。

この特定責任追及の訴えの手続自体は今の代表訴訟と同じです。最初に株主から監査役に、「この役員はけしからん、監査役の方で調べろ」という請求が来ます。それを受けて監査役が一生懸命調べて、監査役が「特に違法な行為は見つかりませんでした」という報告をすると、株主が「そんなのでは生ぬるい」といって自分で訴えてくるというのが今の代表訴訟の制度ですけれども、それと同じです。単に訴えてくるのがその会社の株主ではなくて親会社の株主になるだけです。

ではどういう対策を取ったらいいのということですが、先ほど申し上げたように非上場会社にも適用されますので、気が抜けません(17 ページ)。まず行っていたくのは、「こういう制度ができるみたいだけど、うちのグループは対象となる可能性のある子会社、孫会社はあるかな」ということを確認することです。その後、そういう子会社があれば、その子会社の役員になる方には、「今回君に行ってもら子会社というのはこういう制度が適用されるから、親会社の株主からいきなり訴えられる可能性があるから十分に気を付けてくれ」ということを説明するということも、やはり必要でしょう。

それから、訴えられるかどうかは訴えられるまで分かりませんが、何か事前に

できることはありませんかと言われると、まずは紛争に備えて、対象となる子会社は、例えば社内の文書をきちんと保存しておくとか、取締役会や監査役会の議事録をきちんと作っておくとか、役員がした判断の証跡や形跡を残しておいていただくことがまず大事です（17）。

グループのトップの会社は、上場会社の場合が特にそうですが、皆さんちゃんと社内の稟議の文書ですとか取締役会や監査役会の議事録を残しておられます。ですから、株主に何か言われても、「いやいや、こういうふうきちんと検討した上で判断したのです」と反論ができます。こう反論ができれば、裁判でも負けることは余りないのです。

ところが、大きな会社でも子会社に行くと、途端に紙1枚の取締役会議事録で「これこれを決議しました」しか書いておらず、どういう議論が役員間でされたのかとか、取締役会の審議の際にどういう付属資料が付いていたのかさっぱり分からないことがあります。こうなってくると、これはなかなか裁判でも分が悪いということになります。

私自身も株主代表訴訟の役員側の代理人を務めておりますけれども、弁護士の立場から申し上げると、証拠がないというのが一番つらい。役員の方からのヒアリングをして、「なるほどいろいろ考えておられて決断されたのだな」と思って、かくかくしかじかで合理的な判断だったのだという主張を裁判所への書面に書いても、当たり前ですが証拠がないと裁判所に信用していただけません。

今回、会社法が改正されて、こういう制度ができて訴えられる対象になる役員が増える以上、是非訴えられたとしても、役員を守れるようにきちんと証拠、経営判断をした形跡、証跡というのを残しておいていただければと思います。

日本の裁判所の場合は、著しく不合理でない限り経営判断をかなり尊重はしてくれます。日本の裁判でこれまで役員が負けているというのは、およそろくに検討しない場合か或いは証拠が全然残ってない場合というのが多いのです。ですから証拠はきちんと残しておいていただくということを、親会社レベルだけではなくて子会社レベルでも徹底していただくようお願いしたいと思っております。

それから親子会社の関係でほかにどういう改正がされたかということの説明していきます（18）。まず、内部統制システムの決議事項に関する改正というのが1つの柱としてございます。これは何かといいますと、今、取締役会設置会社であれば内部統制システムというのを取締役会で決議していることが多いと思いますが、会社法改正で、その中に、法律の条文なので読みにくくて恐縮なのですが、「当該株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制」を加える改正が盛り込まれています。

これは、グループ内部統制というものでして、その会社だけではなくてグループ全体として違法行為がないように、例えばどういうことに気を付けていますとか、そういうことを書きましょうということです。内部統制システムの決議事項にそういうグループの内部統制に関する事項が加わるということになるのです。

ただ、この加わるというのはどういう意味かと言うと、ちょっとここを注意し

て読んでいただきたいのですが、実はこのグループ内部統制というのは今既に入っているのです。というのも、既に会社法施行規則、先ほど申し上げた法務省令の方にグループ内部統制が内部統制システムの決議事項の1つとして挙げられているので、みんな既に決議しているのです。

今回の改正は、同じことを会社法で規定する、要するに法務省令から法律に格上げするという改正なのです。

法律に書いてあろうと法務省令に書いてあろうと守るべきものは守るべきものなので、どうしてこういう改正がされたかということ、研究者の方々を中心に、グループ内部統制を法律本体に書くことで、親会社の取締役の、子会社を監督すべき責任をもっと重く考えるべきだという指摘があったためです。本当にこの改正によって親会社役員の子会社管理責任が重くなるのかはまだ分かりませんが、一部の学者の先生からは、親会社というのはグループ全体を見なければいけないのだということを法律で明確に定めろという指摘があり、今回こういう改正がされているということです。

したがって、内部統制のシステムの決議事項自体は、繰り返しですがけれども、会社法の施行規則で既にグループ内部統制が入っているのです、変わらないのです。今日皆さんお帰りいただいて、「うちの会社の内部統制システムはどうなっていたかな」と思ってご覧になると、必ず入っているはず。今会社法施行規則に入っているのですから。これを会社法に格上げしたからといって別に決議事項自体は何が変わるわけでもないのです。何が変わるわけでもないのですが、例えば学説ですとか、場合によってはその影響を受けた裁判所の判決で、もっと親会社の取締役というのは子会社をきちんと見なければいけないという風潮が強くなる可能性があるということです。

今回の改正会社法の中で、前半のガバナンスの話は、例えば社外取締役を選任しましょうとか、社外性の要件が厳しくなるのでチェックリストをつくりましょうとか、どういうことをすればいいのかを比較的企業の方に申し上げやすい改正が多いです。

これに対して、改正会社法の中でも、後半の内部統制システムについての改正は、内部統制システムの決議事項自体が変わるわけではなく、これから先、じわじわと学説や裁判所の判決に影響してくる可能性があるものです。従って、親会社役員の子会社管理責任がどの程度重いものであるかは、その時々で変わってくるため、親会社の取締役の方に子会社のどこまで面倒を見ればいいのかということを、弁護士としてもなかなかアドバイスしにくいのです。具体的な「こうした方がいい」という明確な解答がないので非常に悩ましい。別に批判しているわけではまったくないのですけれども、一筋縄ではいかない改正だと思っています。

これが親子会社に関する改正の1点目でありまして、改正の内容について先に全部さらしておく、もう1つ、事業報告における開示の充実というのがあります。これは何かということ、親子会社間の取引について、子会社の事業報告ですとか監査報告の中で、子会社の利益を害さないように留意した事項を書く。これもまた分かりにくいのですが、要は親会社に搾取されていないかチェックせよという

ことです。

記載事項に加わる「子会社の利益を害さないようにした留意事項」ですとか、「当該取引が子会社の利益を害さないかどうかの子会社取締役会の判断及びその理由等」とは、平たく言ってしまえば、「ちゃんと親の言いなりにならず頑張っていますよ」ということを書けということです。もちろん、書くからにはちゃんとその内容も検証しなければいけない訳でして、子会社の事業報告や監査報告の中で親子会社間取引についてはもっと慎重に検討して説明させるということが改正会社法によって義務付けられることとなります。

この改正は、パッと聞くと、そのとおりでなと思うのですね。特に子会社に少数株主がいる場合には、子会社の財産をないがしろにして親が吸い上げるようなのは良くないなど誰しも思うでしょう。現金で全株主に平等に配当するのは別にいいのですけれども、取引して、例えば親会社が1個100円のものを1個1,000円で子会社を買わせるとか、それは確かに良くないなど理屈は分かることです。

もっとも、実際にこれをやろうとすると「ちょっと待てよ」ということになる訳でして、まず、親会社間取引なんて星の数ほどあります。



大盛況の東京会場③

今日お越しの皆様は建設業もそうだと思うのですが、1個1個の部品の取引、建材の取引まで書き始めたら、事業報告が何百ページあっても足りない訳です。そんなのはいちいち書いていられない。ということで、ここの事業報告における開示の充実のところは、実務上、どこまでまとめて書いていいか、どこまで抽象的に書くことが許されるのかというところが恐らく実務的には悩みどころであろうと思います。

ところが、どこまでまとめて書いていいかというのは、特に法律では書いてい

ません。そのため、どこまで抽象的に書くことが許されるのかということは、はっきりとは分からない。

ここも、前半のガバナンスのところで申し上げたように、「チェックリストをつくりましょう」といった、はっきりした対応策がないのですね。

このように、内部統制システムの決議事項、事業報告における開示の充実、この2つの改正は、なかなか対応が簡単ではない改正だと思っています(18)。

とはいうものの、悩ましいという感想で講演を終えるわけにはいかないのです、私なりにどういふことをやればいかなというのを縷々考えてここに書いてあります(19)。

まず1個目の内部統制システムの決議事項の方の改正です。先ほど申し上げましたように決議事項自体は変わりません。施行規則に書いてあることを法律に格上げするだけですから決議事項は変わらないのですが、先ほど申し上げたとおり、学説であるとか裁判所の判決とかで親会社の役員というのは子会社のことをもっと面倒みろという議論、世論が次第第に強くなるという可能性が高いと言っていると思います。

しかし、大きな会社になればなるほど、子会社というのは増えていくわけです。この間、とある商社さんと話をしていたら、うちは子会社が2,000社ぐらいあるのですと言われたので、それは子会社の詳細な状況まではとても把握できないですねという話をしました。このように、多数の子会社を抱える親会社では、親会社の役員が子会社の業務執行のどこまでタッチしてどこまで面倒見ればいいのかというのがよく分からないというところが一番のポイントなのです(19ページ)。

よく分からないので、ではどうするかというと、グループで自主的にルールを決めて、親会社が分かる範囲と分からないでいい範囲の線を引こうというところがまず必要だと思っています。

例えば、内部監査で、親会社単体だけではなくて、ある程度の大きい子会社まで見ましようと決める。

別のやり方として、グループ管理基本方針というのを親会社がリーダーシップを取って決めて、大きい子会社で、もう十分監査役会が機能しているところはその子会社にある程度任せる。ただ、小さい会社で監査役が1人しかいないとか、設立したばかりだとか、そういう会社については親会社が比較的しっかり見る。

そういうふうに「子会社の規模や属性によってきちんとうちのグループは色分けをしているのです」と説明していく。会社法のルールがはっきりしない以上は、自分たちでルールをつくって、社内でルールにのっとって粛々とやっていくしかありません。

改正会社法ではどうもハッキリしないから放っておくというのでは何もしないのと変わりませんので、とにかく自分たちのグループで自主ルールを、弁護士や同業他社さんの情報を把握するなどしてつくってみると。

大事なものは、最初に作ってみたルールが絶対の正解、百点満点のものでなくていいのです、内部統制システムというのは別に唯一絶対の正解があるわけではないですから、頑張るって会社としてやれることをやっていますと言えば裁判所は努

力を否定しません。自分たちなりに考えて、まずは一通りのものをつくってみる。「どうもいろいろ聞いていると、同業他社さんはこのようなことをやっているらしいぞ」とかいうのを聞けば、例えば翌年にもうちょっとチューンナップするというようなことで不断にどんどん変えていけばいい。

アプリオリに何かしなければいけないということはありません。それよりも、「できたばかりの子会社をまずは見よう」とか、「大きい子会社はグループにとって大事だから親会社もよく見よう、小さい子会社は適宜やってもらえばいいや」とか、逆に「大きい子会社は監査がしっかりしているから見なくていいけれども、小さい子会社は不安だから親会社がきちんと見よう」とか、正解は無数にありますので、自分たちのグループの実情に沿ってルールをつくってみるということが、まず1つ必要かと思っております。

それから、事業報告における開示の充実の方の改正です。これは、既存の親子会社間取引のうちのどれを開示する必要があるかを確認と書いてあります。経理財務に携わっておられる方は、貸借対照表の個別注記表というのがあることをご存知だと思いますけれども、この注記表の中に、現在でも親子会社間取引を開示せよというのがありまして、既にここにいくつか重要な取引が開示されているはずですから、これを使って、「うちの財務諸表って親子会社間取引はどういうのを開示していたっけ」というのをまずチェックしていただいて、「ああ、だいたいこのぐらいの種類の取引について開示をすればいいのだ」というのを把握していただく。

ただ、それが多数に及んでいる会社は、それらをいちいち細かい取引の数量や代金のレベルまで書いていると、事業報告や監査報告が何百ページあっても足りません。

従って、ここでも、例えば「うちは一律こういう基準を定めています」というルールを作ってしまう。例えば「子会社の法務部門ですとか、どこでもいいのですけれども、どこか特定の部門がきちんと基準をつくって、それにのっとって、子会社に不利益な取引でないかをチェックもさせた上で取引を進めております」といったルールを作る。

このように、1個1個の個別の取引を書いていくのではなく、何かルールや仕組みを、先ほどの内部統制システムと同じですけれども、自社の仕組みをつくってその仕組みを説明すれば、事業報告におけるこの開示については、かなりの程度、まとめて書くことができるのではないかなと思っております。

仕組みの例として、先ほど申し上げたような基準を作ってしまうというのとは別に、監査役会設置会社であれば、せっかく社外監査役がいらっしゃるので、社外監査役に、例えばですけれども親子会社間取引検証委員会みたいなものをつくっていただいて、1年に3回ぐらい集まっていたいただいて「このような取引をしています、このようなことで気を付けています」というのを見てもらうということも考えられます。こういうことをすれば、「こういった委員会をつくって検証していただいています」というようなことも事業報告に載せられます。このように、事業報告や監査報告で、株主さんに報告できる仕組みを考えてみていただくとい

うことが、今回の改正会社法への対応としては一番合理的ではないかなと思っております。

繰り返しですけれども⑬、⑭で申し上げたことは、こうしなければいけないという唯一絶対の正解はないのですね。逆にこのようにしさえすればいいという正解もないので、グループの実情ですとか同業他社さんの情報を含めて情報収集していただいて、ある程度合理的な仕組みを作ってしまう。満点を目指す必要はないので、凝り過ぎずに実現可能な仕組みをつくっていただければまずはよろしくて、あとはそれを何年かに1回は見直していく、そういったやり方をしていく。こうすることで、今回の改正会社法へのコンプライアンスを維持することができるし、同時に、役員の方々が子会社管理責任などの責任を問われることがないようにするための施策にもなると思っております。

最後ちょっと駆け足になりましたけれども、その他の改正の概要というのが載せてありまして(⑮)、これはきょうお話した制度に比べるとマイナーな改正ですので、実際に問題になったときにご覧いただければよろしいかと思っております。

ちょうど時間になりました。大変早口で恐縮でしたが私の説明はこれで終わらせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。



「建設企業のコーポレート・ガバナンスの現状と展望」
公益財団法人建設業適正取引推進機構 近江典男主任研究員

改正会社法への実務対応

中村・角田・松本法律事務所
弁護士 仁科 秀隆

①

目次

- * はじめに
- * 第1部 ガバナンス関係
 - * 社外役員に関する改正
 - * 監査等委員会設置会社
- * 第2部 親子会社関係
 - * 特定責任追及の訴え
 - * 親子会社間取引
- * その他

(注)本資料記載の条文番号は、会社法改正案及び会社法整備法改正案施行後のものです。

②

はじめに

- * 改正の背景－①ガバナンス
 - * 社外取締役の選任に対する外国人投資家等からの要望
 - * 日本企業の業績向上にはコーポレートガバナンスの向上が欠かせないとする一部の識者の意見
 - * ある上場企業における不祥事
- * 改正の背景－②親子会社
 - * 持株会社の増加により株主が事業会社を監視できない事態が増大
 - * 親子会社における株主権のあり方についての学会の議論
 - * ある上場企業における子会社を利用した不祥事

③

はじめに

- * 改正法の施行時期
 - * 通常国会で成立が予想される（H26年5月頃）
 - * 改正法成立後に法務省令が公布される（事前にパブコメ）
 - * 施行は成立から1年半以内（附則1条）
→H27年総会には改正法が適用される可能性
- * 経過措置
 - * 基本的に改正法施行前にした行為は施行後も有効（附則2条ただし書）
 - * 一方、改正法施行後は、原則として改正規定が施行前の行為にも適用されるが（附則2条本文）、一部例外あり

④

ガバナンス関係

- 社外役員に関する改正：内容①
 - 上場会社への社外取締役選任への誘導
 - ・ 公開会社かつ大会社である有価証券報告書提出会社（主として上場会社）が社外取締役を置かない場合には、株主総会で「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明（法327条の2）
 - ・ 事業報告にも理由の記載が義務付けられる予定
 - ・ 2年後に義務づけの有無について再検討（附則25条）
 - ・ （参考）東証が法改正に先駆けて上場規則を改正
→「上場内国株券の発行者は、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならない。」という努力義務（平成26年2月10日施行）

⑤

ガバナンス関係

- * 社外役員に関する改正：解説①
 - * 社外取締役の選任へのプレッシャー
 - * できれば今年のうちを選任（改正法施行直前は候補者が枯渇する可能性が高い）
 - * 選任しない場合、来年（遅くとも再来年）の株主総会では決議事項と関係なく説明義務が課せられる
 - * 選任しない場合の「相当でない理由」については「社外監査役が2名存在するから」では理由として認められない模様
 - * 事実上義務化に等しいと受け止めるべき内容

⑥

ガバナンス関係

- 社外役員に関する改正：内容②
 - 社外要件の厳格化：下記の者は社外性なし
 - ・ 親会社の役職員（法2条15・16号ハ）
 - ・ 兄弟会社の業務執行者（法2条15・16号ニ）
 - ・ 取締役、支配人その他の「重要な使用人」又は支配株主の2親等内の親族（法2条15・16号ホ）
 - 社外要件の緩和：会社・子会社の関係者であった者でも10年が経過すれば社外性が復活（法2条15・16号イ）
 - 社外役員でなくても「非業務執行取締役等」は責任制限が可能（法427条）
 - 改正法施行日の属する事業年度に係る総会の終結時までには現在の社外性の要件が維持される（附則4条）

⑦

ガバナンス関係

- * 社外役員に関する改正：解説②
 - * 社外要件の厳格化
 - * 適用対象は上場会社に限られない
 - * 現在の社外役員が改正法施行後も社外役員でいられるかをチェック。社外性を喪失する場合には、早めに別の社外役員候補を探す
 - * 監査役会のある子会社を忘れないよう注意
 - * 社外役員候補者の社外性をチェックするリストを作成するなど、社外性の確認体制を整える
 - * 社外性が認められなくなる「重要な使用人」の範囲を画定（同じ文言なので取締役会決議事項（法362条4項3号）と合わせると明確）

⑧

ガバナンス関係

* 社外役員に関する改正：解説③

- * 社外要件の緩和
 - * 候補者の裾野が拡大することはプラス
 - * 横滑りは認められない（社長→監査役→10年経ったら社外取締役というのには認められない）ので注意（法2条15・16号ロ）
- * 責任制限
 - * 親会社からの派遣取締役等は、社外役員ではなくなるが引き続き責任制限が可能
 - * 定款変更が必要になるので、改正法施行後速やかに定款変更を実施

⑨

ガバナンス関係

* 社外役員に関する改正：解説④

- * 補欠制度
 - * 社外性の喪失が後になって判明するケースの増加が予想されるので、補欠制度の活用を検討
 - * 将来的に社外取締役が義務付けられた場合には、補欠監査役だけでなく補欠取締役の選任も視野に入れておく必要がある
- * その他
 - * 上場会社で社外性の基準を定めている会社は改正法の内容に合わせて見直しが必要

⑩

ガバナンス関係

* 監査等委員会設置会社：内容①

- * 大まかにいうと「監査役に取締役会における一票を持たせる制度」だが多少監査役とは違うところもある
- * 機関構成は、取締役会・監査等委員会・会計監査人（法327条1項3号・5項）
- * 監査等委員の選任・報酬は他の取締役と別に決定（法329条2項・法361条2項）
- * 任期は2年で他の取締役は1年（法332条3・4項）
- * 監査等委員会は取締役（過半数が社外取締役）で構成される（法331条6項・399条の2第2項）
- * 常勤の監査等委員は不要

⑪

ガバナンス関係

* 監査等委員会設置会社：内容②

- * 監査等委員会の職務は、主として取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成（法399条の2第3項1号）。
- * また、株主総会で役員を選解任や報酬について意見陳述権を有する（法342条の2第4項・361条6項）
- * 監査役と同様の調査権限や義務（法399条の3～7）
- * 運営の手続も監査役会と類似（法399条の8～12）
- * (i)取締役全体の過半数が社外取締役である場合や(ii)特別な定款の定めがあれば、取締役会決議事項の一部の決定を委員会設置会社並に取締役に委任することが可能（法399条の13第5項・第6項）→意思決定の迅速化

⑫

ガバナンス関係

- * 監査等委員会設置会社：解説
 - * 移行の検討
 - * 法律上は上場会社でなくても移行可能だが実際に以降を検討するのは上場会社がほとんどと予想される
 - * 上場会社でも基本的には様子見が大半と予想される
 - * メリット
 - * 取締役会決議事項の一部を委任可能→意思決定の迅速化
 - * 要件が厳格になった社外役員が2人で済む
 - * デメリット
 - * 株主総会の運営や事業報告等に大規模な修正が必要
 - * 委員の適任者を見つけづらい（特に社外）

⑬

ガバナンス関係

- * 監査役の権限に関する改正
 - * 会計監査人の選解任等
 - * 上場企業でなくても資本金5億円以上の会社であれば適用される
 - * 会計監査人の選解任等の議案の決定権を監査役に付与（法344条）。報酬の決定権は引き続き取締役会（監査役の同意が必要。法399条）
 - * 監査役として「不再任としない」という判断を毎年しなければならぬから、監査役が判断するプロセスを社内で作る必要

⑭

親子会社関係

* 特定責任追及の訴え：内容①

* 提訴資格者

- * 最終完全親会社等（グループの頂点の会社）の株式1%以上を6ヶ月以上有する株主（法847条の3第1・2項）
- * 上場会社であるか否かを問わず適用される（非公開会社の場合には6カ月要件は不要。同条6項）

* 提訴要件

- * 子会社に損害がないときは請求が認められないことは当然だが、親会社に損害が生じていないときも、提訴要件を欠く（法847条の3第1項2号）

⑮

親子会社関係

* 特定責任追及の訴え：内容②

* 提訴対象

- * 提訴対象子会社は、完全子会社のうち、責任原因事実が生じた日における株式の簿価が、親会社の総資産の20%を超えるもの（法847条の3第4項）
- * 提訴対象となる責任原因事実は、改正法施行後の事実のみ（附則21条3項）。ただし油断は禁物

* 提訴手続・免責要件

- * ほぼ現在の代表訴訟と同様（法847条の3第7項～9項）
- * 子会社の役員の免責には親会社及び最終完全親会社の総株主の同意が必要（同条10項）

⑯

親子会社関係

* 特定責任追及の訴え：解説

- * 非上場会社の場合でも気は抜けない
- * 対象となる可能性のある子会社・孫会社の存否を確認
- * 対象となり得る子会社がある場合には、子会社の役員となる者(特に監査役)の選任時に制度の説明が不可欠
- * 子会社の役員の免責には親会社の総株主の同意が必要
→「子会社役員を責任を追及しないことが親会社役員への任務懈怠だ」という親会社役員への請求が増える可能性
- * 紛争に備えて、対象子会社は社内の文書保存や取締役会・監査役会の運営を親会社並みに充実させておくことが重要

⑰

親子会社関係

* 親子会社間取引：内容

- * 内部統制システムの決議事項の改正
 - * 内部統制システムの決議事項に「当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」が含まれる旨を、会社法施行規則（100条1項5号）ではなく会社法に定める（法362条4項6号）
- * 事業報告における開示の充実
 - * 親子会社間取引について、子会社の事業報告や監査報告で、①子会社の利益を害さないようにした留意事項や②当該取引が子会社の利益を害さないかどうかの子会社取締役会の判断及びその理由等を記載

⑱

親子会社関係

- * 親子会社間取引：解説
 - * 内部統制システムの決議事項の改正
 - * 多数の子会社を抱える会社は、役員が子会社の業務執行にどこまでタッチすれば良いのかが読みにくい状況
 - * 内部監査の充実・グループ管理基本方針の策定等の対策を打つ
 - * 事業報告における開示の充実
 - * 既存の親子会社間取引のうちどれを開示する必要があるか確認
 - * 親子会社間取引についての社内の基準や、承認のシステムを構築しておく

⑱

その他

- * その他の改正の概要
 - * 株式の90%以上を所有する株主による簡易な完全子会社化制度の新設（法179条～179条の10）
 - * 重要な子会社株式の処分には株主総会の特別決議が必要（法467条1項2号の2、309条2項11号）
→グループ会社の整理を行う際に注意
 - * 詐害的会社分割における債権者の保護（法759条4項等）
 - * 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を登記事項に追加（法911条3項17号イ）
→資本金1億円以下の会社は改正法施行後最初の監査役交代時に変更登記が必要（附則22条1項）

⑳

ご清聴ありがとうございました

ご質問等は下記までお寄せ下さい

中村・角田・松本法律事務所

弁護士 仁科 秀隆

電話 03-3510-2887

E-mail h.nishina@ntmlo.com

「**会社法改正**」に関するアンケート
(平成26年1月調査)
調査結果報告

平成26年3月

公益財団法人 建設業適正取引推進機構

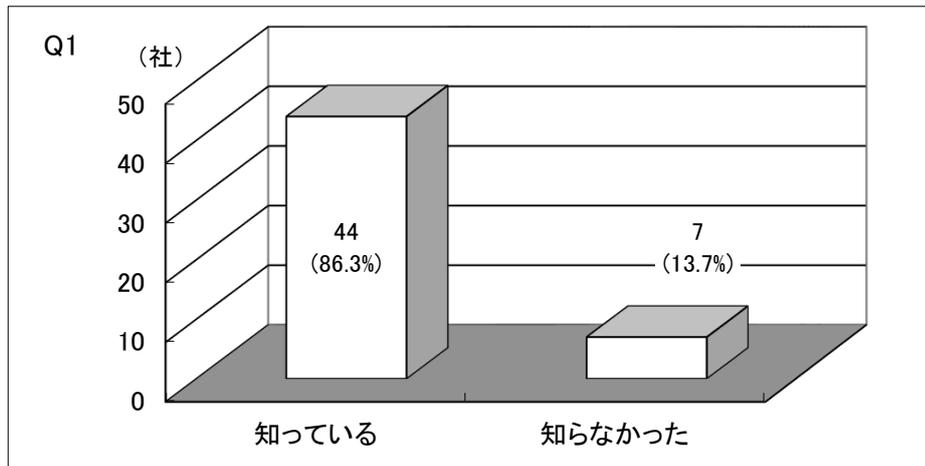
「会社法改正」に関するアンケート調査結果

当機構では、会社法に関する各企業の意見を総合的に把握し、今後ともより良い情報を提供することを目的に、アンケート調査を実施しました。以下にその調査結果を報告します。
有効回答数51社(調査対象:機構企業会員200社)

Q1改正案が国会に提出されたことをご存じですか？

(有効回答51社)

知っている	44	(86.3)
知らなかった	7	(13.7)
	51	(100.0)

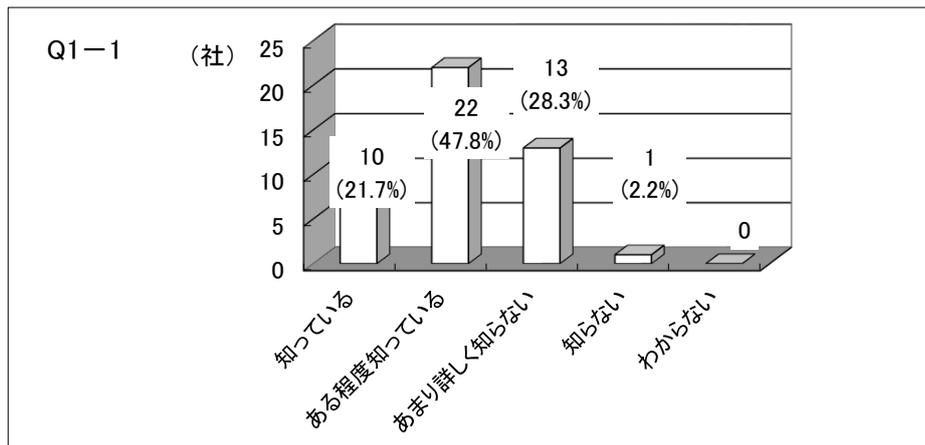


Q1で「知っている」と答えた方にお伺いします。

Q1-1 改正案の概要(中味)についてご存知ですか？

(有効回答46社)

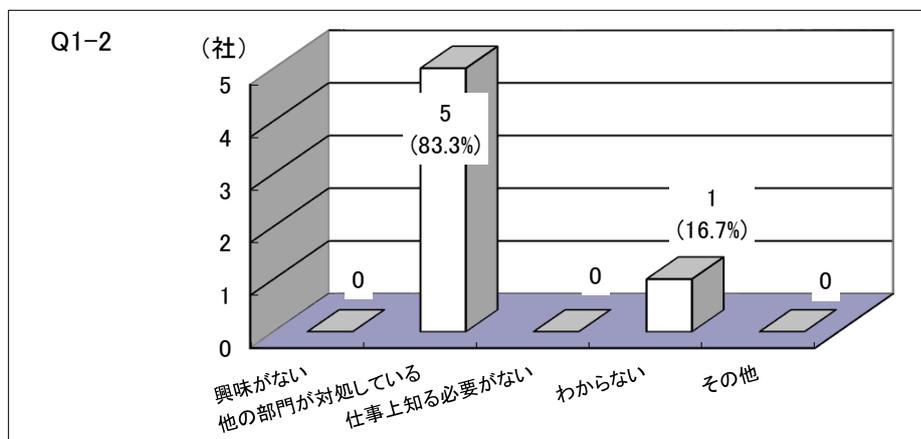
知っている	10	(21.7)
ある程度知っている	22	(47.8)
あまり詳しく知らない	13	(28.3)
知らない	1	(2.2)
わからない	0	
無回答	1	
	46	(100.0)



Q1-2 「知らなかった」理由についてお伺いします。

(有効回答6社)

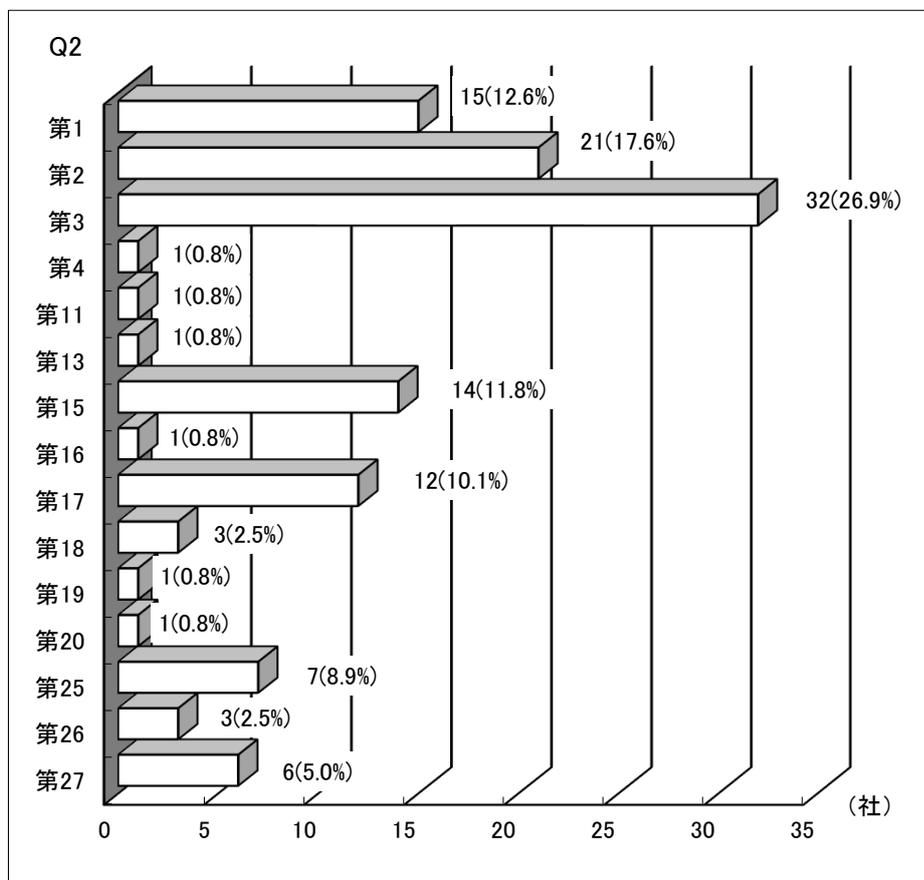
興味がない	0
他の部門が対処している	5 (83.3)
仕事上知る必要がない	0
わからない	1 (16.7)
その他	6 (100.0)



Q2 改正案で気になる項目はどれですか？（複数回答:1社3項目まで）

（有効回答41社）

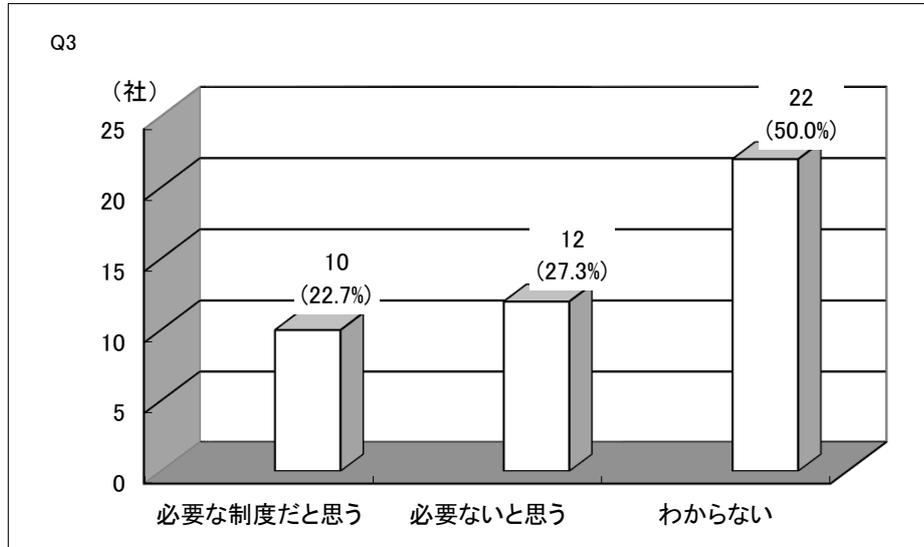
第1 子会社等及び親会社等の定義の創設	15	12.6
第2 監査等委員会設置会社制度	21	17.6
第3 社外取締役及び社外監査役の要件	32	26.9
第4 発行可能株式総数	1	0.8
第11 募集株式が譲渡制限株式会社である場合等の総数引受契	1	0.8
第13 仮装払込みによる募集株式の引受人の責任	1	0.8
第15 社外取締役を置いていない場合の理由の開示	14	11.8
第16 会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定	1	0.8
第17 企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備	12	10.1
第18 取締役及び監査役の責任の免除	3	2.5
第19 親会社による子会社の株式等の譲渡	1	0.8
第20 会社分割等における債権者の保護	1	0.8
第25 株主代表訴訟の原告適格の拡大等	7	5.9
第26 監査役 of 監査の範囲に関する登記	3	2.5
第27 施行期日等	6	5.0
	119	100.0



Q3 改正案の“監査等委員会設置会社制度(仮称)”についてどう思いますか？

(有効回答44社)

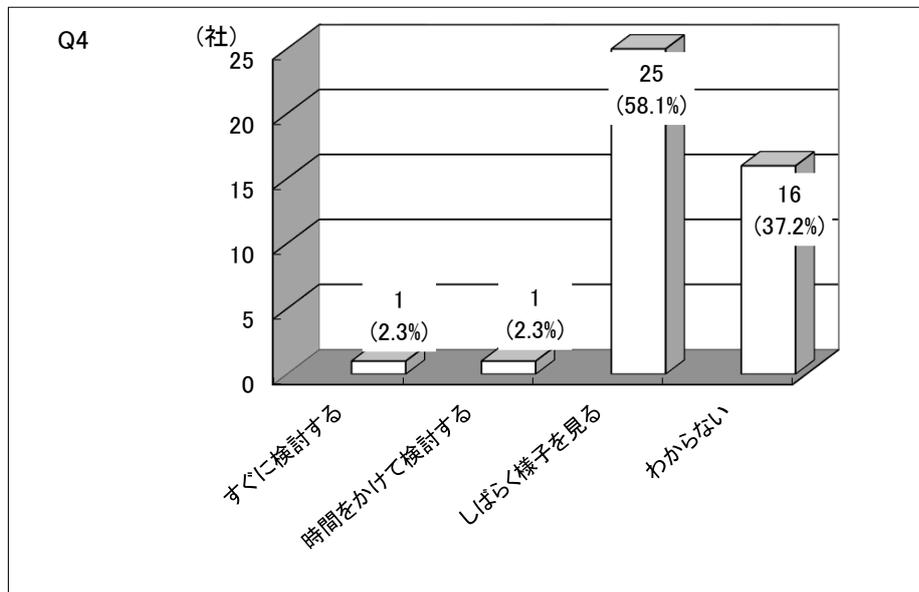
必要な制度だと思う	10	(22.7)
必要ないと思う	12	(27.3)
わからない	22	(50.0)
	44	(100.0)



Q4 改正後“監査等委員会設置会社制度”に移行することを検討しますか？

(有効回答43社)

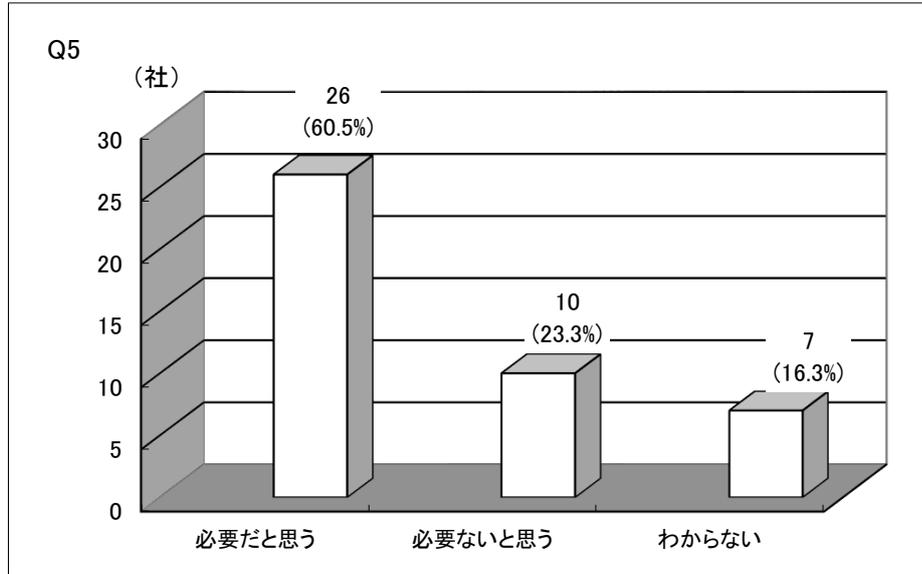
すぐに検討する	1	2.3
時間をかけて検討する	1	2.3
しばらく様子を見る	25	58.1
わからない	16	37.2
	43	100.0



Q5 “社外取締役”についてどう思いますか？

(有効回答43社)

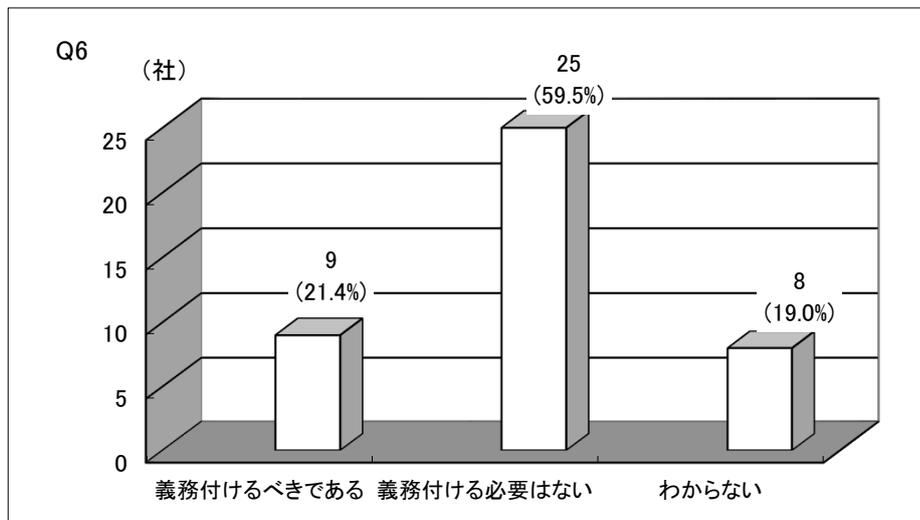
必要だと思う	26	(60.5)
必要ないと思う	10	(23.3)
わからない	7	(16.3)
	43	(100.0)



Q6 改正案において、“社外取締役”は「義務付け」はされていませんが、“義務付け”されることについてはどう思いますか？

(有効回答42社)

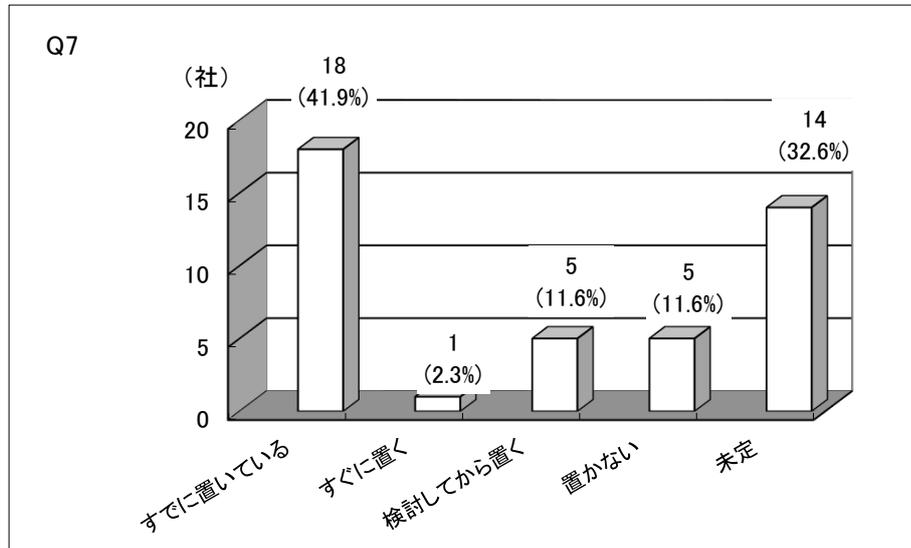
義務付けるべきである	9	(21.4)
義務付ける必要はない	25	(59.5)
わからない	8	(19.0)
	42	(100.0)



Q7 あなたの会社では“社外取締役等”を置きますか？

(有効回答43社)

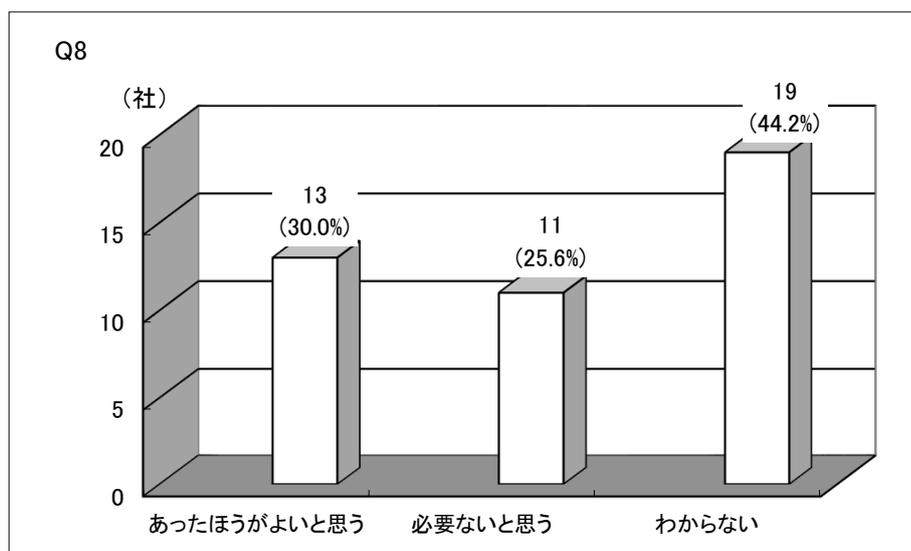
すでに置いている	18	(41.9)
すぐに置く	1	(02.3)
検討してから置く	5	(11.6)
置かない	5	(11.6)
未定	14	(32.6)
	43	(100.0)



Q8 “多重代表訴訟制度”についてどう思いますか？

(有効回答43社)

あったほうがよいと思う	13	(30.2)
必要ないと思う	11	(25.6)
わからない	19	(44.2)
	43	(100.0)



Q9 その他(改正案に関するご意見をお聞かせください。)

- ・ 登記等会社法に関して担当業務になっているが知識が不十分である。「建設法務セミナー」等を通じて新法令の把握からはじめていきたい。
- ・ 脱税については国税庁が監視していて「不正融資」や「食材の偽装表示」は大企業は国民から監視されています。大罪を犯しているのは核のゴミを出し続けている会社くらいで日本人は勤勉でマジメ。
- ・ 会社法の本則で置かなくても、省令(施行規則)の改正で種々の義務付けが行われそうで、正しいやり方なのかと疑問に思う。
- ・ 会社規模に応じていろいろな選択肢は与えられるべきで、上場会社だけをひとくりにする規制も実情にあっているのか。
- ・ 決まった以上は従わなくてはならないので、早く施行日を決めてほしい。
- ・ 有報提出大会社において、社外取締役選任義務を再検討する附則が追加されたことにより、既存の監査役会設置は、「事実上」義務化が迫られている。明確な根拠がある方が検討や対応が行いやすい。
- ・ コンプライアンス体制やリスク管理体制が十分にまわせば何も社外取締役は必要ないと思うが、いわば、外圧といった感もあり、市場の活性化を考えるとやむを得ず。